

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第四条の二関係)                      毒物                      一〇二十三 (略)</p> <p>劇物                      一〇七の三 (略)</p> <p>七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―「四―(トリフルオ                      ロメトキシ)フエノキシ」―四―キノリル―メチル―カルボナ                      ト及びこれを含有する製剤</p> <p>七の五 (略)</p> <p>八〇十一の七 (略)</p>	<p>別表第一(第四条の二関係)                      毒物                      一〇二十三 (略)</p> <p>劇物                      一〇七の二 (略)</p> <p>七の三 O―エチル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト                      (別名エトプロホス) 5%以下を含有する製剤。ただし、O―エ                      チル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト3%以下を                      有する徐放性製剤を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>七の四 二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート                      (別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、                      二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート2%以                      下を含有するものを除く。</p> <p>八〇十一の六 (略)</p> <p>十一の七 (RS)―「O―」―(四―クロロフェニル)ピラゾ                      ル―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオア―ト</p>

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミ

ド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

「(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(R  
S)―(O――(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル  
||O―エチル||S―プロピル||ホスホロチオアール)六%以下を  
含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次  
に掲げるものを除く。

(1)〜(145) (略)

十二〜六十七 (略)